

就学事務システム（就学援助等）標準化に関するRFI実施要領

1 RFI実施期間

令和7年5月19日（月）～ 令和7年6月13日（金）

2 情報提供にあたって本市からご提示する資料

情報提供にあたって、本市から提供する資料は次のとおりです。なお、情報提供資料一式については、参加表明された事業者に別途配布します。

また、情報提供資料一式は、今後国の動向等をふまえて変更となる旨、あらかじめご了承ください。

（情報提供依頼）

- ・ 就学事務システム（就学援助等）標準化に関する情報提供について（依頼）
- ・ 就学事務システム（就学援助等）標準化に関するRFI実施要領（本紙）
- ・ 就学事務システム（就学援助等）標準化に関する情報提供依頼参加申込書
- ・ 就学事務システム（就学援助等）情報提供依頼に関する質問票

（情報提供資料一式）

- ・ 別紙1「大阪市教育委員会就学援助システム業務要件定義書（案）」
- ・ 別紙2「大阪市教育委員会就学援助システム機能要件定義書（案）」
- ・ 別紙3「大阪市教育委員会就学援助システム非機能要件定義書（案）」
- ・ 別紙4「大阪市教育委員会就学援助業務 業務一覧」
- ・ 別紙5「大阪市教育委員会就学援助業務 業務フロー」
- ・ 別紙6「大阪市教育委員会就学援助システム機能結果一覧」
- ・ 別紙7「大阪市教育委員会特別支援教育就学奨励費システム業務要件定義書（案）」
- ・ 別紙8「大阪市教育委員会特別支援教育就学奨励費システム機能要件定義書（案）」
- ・ 別紙9「大阪市教育委員会特別支援教育就学奨励費システム非機能要件定義書（案）」
- ・ 別紙10「大阪市教育委員会特別支援教育就学奨励費業務 業務一覧」
- ・ 別紙11「大阪市教育委員会特別支援教育就学奨励費業務 業務フロー」
- ・ 別紙12「大阪市教育委員会特別支援教育就学奨励費業務 機能一覧」
- ・ 別紙13「大阪市教育委員会特別支援教育就学奨励費業務 帳票一覧」
- ・ 回答様式1「経費見積書」
- ・ 回答様式2「標準化スケジュール案」
- ・ 回答様式3「本市質問への回答」
- ・ 回答様式4「情報提供依頼に対する提案書」

3 情報提供依頼への参加表明方法

本情報提供依頼に参加される場合は、「就学事務システム（就学援助等）標準化に関する情報提供依頼参加申込書」を記載いただき、令和7年5月26日（月）午前12時までに「自治体システム標準化対応並びに学校園システム・次期ネットワーク再編成等支援業務委託」の委託事業者である次の宛先へお送りください。

PwCコンサルティング合同会社

E-mail : jp_osaka-edudx-pwc@pwc.com

4 情報提供の方法

次表の指定様式にご回答ください。

なお、依頼事項への対応が困難な場合は、貴社が対応可能な範囲を踏まえ、「3 情報提供依頼への参加表明方法」の委託事業者にご相談ください。

表1 回答様式

様式	様式の説明
回答様式1 経費見積	貴社の対応の可否及び対応内容のパターン別に、貴社が想定する本市の移行経費とサービス利用料を、標準準拠システム・独自施策システム、特就費システムそれぞれに対してご記入ください
回答様式2 標準化スケジュール案	貴社が提案する本市の標準化移行に向けた想定スケジュール案を記載ください
回答様式3 本市質問への回答	本市からの質問事項について、貴社の方針を回答してください
回答様式4 情報提供依頼に対する提案書	貴社から標準化移行に向けた実現性を高める提案及び要望等があれば記載ください

5 情報提供依頼に係る本市への質も方法及び期限

情報提供依頼についてご質問がある場合「質問票」に記載し、「3 情報提供依頼への参加表明方法」の委託事業者へ令和7年6月2日（月）午前12時までに提出をお願いします。本市にて質問内容を確認のうえ、回答します。

6 回答方法

情報提供については、次の回答期限までに「3 情報提供依頼への参加表明方法」の委託事業者あて電子メールでお送りください。

※送付いただく資料の容量が大きい場合（10MB以上）は、委託事業者にご相談ください

※各様式については、PDF形式としないようお願いいたします

7 回答期限

回答期限については次表のとおりご対応お願いいたします。

表 2 回答期限

様式	様式の説明
回答様式 1 経費見積	令和 7 年 6 月 9 日（月）午前12時
回答様式 2 標準化スケジュール案	令和 7 年 6 月13日（金）午前12時
回答様式3 本市質問への回答	令和 7 年 6 月 9 日（月）午前12時
回答様式4 情報提供依頼に対する提案書	令和 7 年 6 月13日（金）午前12時

8 留意事項

- ① 情報提供いただいた事業者に対し、デモ・ヒアリング等をお願いする場合があります。
- ② 情報提供依頼に関する回答、提案等については、当該目的以外には使用いたしません。
また、今後の調達の実行等についても一切関係ないものとします。
- ③ 情報提供依頼の回答作成に要する費用は、事業者の負担とします。
- ④ 提出いただいた資料に関しては返却いたしかねますのでご了承ください。
- ⑤ 回答頂いた事業者におかれましては、今後本市と定期的に意見交換等をさせて頂く可能性があります。